

平成25年度決算に基づく市町村等の健全化判断比率・資金不足比率(速報値)

- 県内40市町村で健全化判断比率が早期健全化基準以上となる団体は、前年度及び今年度ともに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率とも該当なし（財政再生基準以上も該当なし）。
- 公営企業会計の資金不足比率が経営健全化基準以上となる会計は3会計（3団体）で、前年度と比較すると、会計・団体数は1会計・1団体増加（ただし会計廃止に伴う打ち切り決算によるもの）。

1 健全化判断比率の状況

① 実質赤字比率

実質収支が赤字の団体はなし（24年度決算：なし）

※ 実質赤字比率：一般会計や一部の特別会計（以下、「一般会計等」という）について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除して表した指標である。

② 連結実質赤字比率

連結実質収支が赤字の団体はなし（24年度決算：なし）

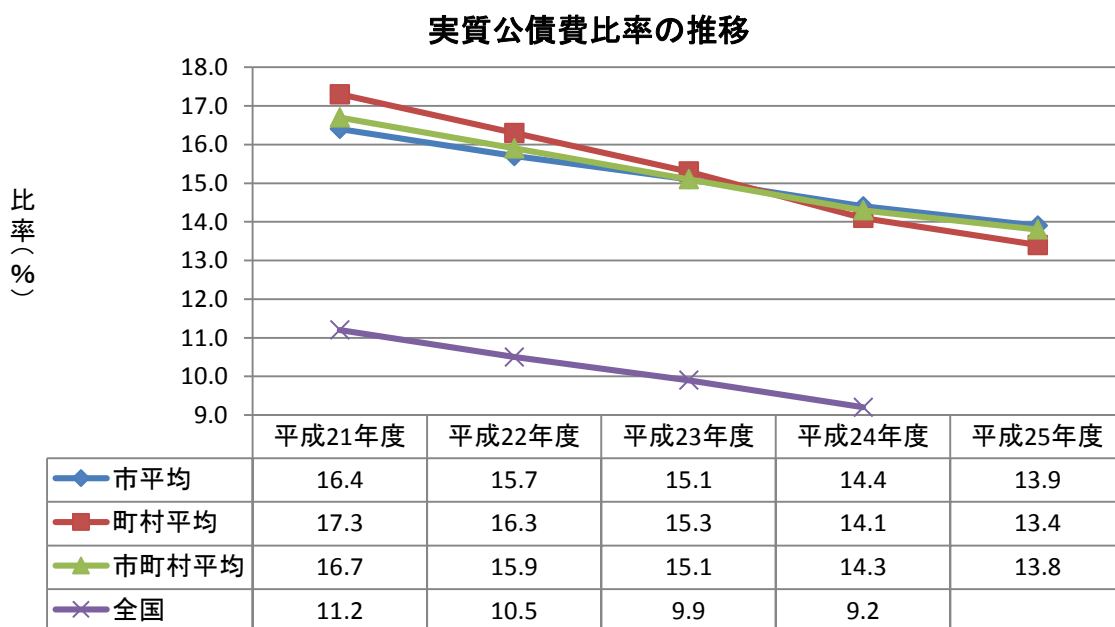
※ 連結実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等や水道事業会計等の公営企業会計など、すべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入の不足額を、標準財政規模の額で除して表した指標である。

③ 実質公債費比率

前年度に引き続きすべての団体が早期健全化基準（25.0%）未満となっており、県内市町村全体の実質公債費比率（加重平均）は、13.8%（前年度14.3%）となっている。

※ 実質公債費比率：地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除して表した指標である。

なお、実質公債費比率は、平成18年度から、地方債の発行が従来の許可制度から協議制度に移行したことに伴い導入された財政指標であるが、18%以上の団体は、地方債の発行に当たって引き続き許可が必要となり、本県では、6団体（前年度7団体）が18%以上となっている。



④ 将来負担比率

前年度に引き続きすべての団体が早期健全化基準（350.0%）未滿となっており、県内市町村全体の将来負担比率（加重平均）は、101.0%（前年度 111.9%）となっている。

※ 将来負担比率：地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還にあてることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除して表した指標である。

県内市町村全体における将来負担比率の構成要素をみると、将来負担比率を引き上げる要素としては、地方債現在高、公営企業債等繰入見込額の占める割合が高く、比率を引き下げる要素としては、将来の普通交付税に算入される標準財政需要額算入見込額の占める割合が高い。

○ 将来負担比率の構成要素の内訳（市町村全体）

(単位: 百万円)

	将来の負担となる額	
	25年度計	24年度計
	1,194,245	1,220,282
地方債の現在高	761,127	759,955
債務負担行為に基づく支出予定額	15,401	25,585
公営企業債等繰入見込額	287,426	293,944
組合等地方債現在高負担等見込額	33,422	34,344
退職手当負担見込額	95,136	101,678
設立法人の負債等負担見込額	187	1,896
土地開発公社	106	1,670
第三セクター等	81	226
連結実質赤字額	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	1,546	2,880
負担減の要素		
充当可能基金	129,408	127,461
充当可能特定歳入	34,524	39,442
基準財政需要額算入見込額	705,760	694,193
充当可能財源等	869,692	861,096

将来負担額
(市町村全体)
324,553
百万円
～前年度～
359,186
百万円

差引

将来負担比率
(市町村全体)
101.0%
～前年度～
111.9%

大鰐町については、平成25年度の健全化判断比率が4指標とも早期健全化基準未滿となっているものの、実質公債費比率が高く、平成26年度決算の状況等を踏まえて財政健全化計画の完了の判断をすることとしたことから、引き続き財政健全化団体となっている。

2 資金不足比率の状況

県内市町村及び一部事務組合の経営する公営企業会計（143 会計）のうち、資金不足のある公営企業会計は7 会計（7 団体）あり、そのうち資金不足比率が経営健全化基準（20.0%）以上となる公営企業会計は3 会計（3 団体）となっている。

前年度と比較すると、資金不足のある会計数は2 会計（2 団体）で資金不足が解消されたが、新たに2 会計（2 団体）で資金不足が生じた結果、前年度と同数となり、資金不足比率が経営健全化基準以上となる会計数は1 会計（1 団体）増加している。

なお、新たに資金不足を生じ、かつ資金不足比率が経営健全化基準以上となった外ヶ浜町簡易水道特別会計については、同町の上水道事業と簡易水道事業を統合する会計の新設に伴い、打切り決算を行ったため資金不足が生じたものであるが、当該会計は平成25 年度末で廃止となっている。

※ 資金不足比率：公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する割合を比率で表した指標である。

○ 資金不足のある公営企業

（単位：百万円、%）

団体名	会計名	事業区分	法適用区分	資金不足額		資金不足比率	
				24年度	24年度	24年度	24年度
青森市	自動車運送事業会計	交通事業	法適	278	338	13.0	15.9
弘前市	岩木観光施設事業特別会計	観光施設事業	法非適	226	352	687.3	1,083.2
黒石市	温泉供給事業特別会計	観光施設事業	法非適	44	69	258.3	435.4
平内町	国民健康保険平内中央病院事業会計	病院事業	法適	14	-	1.8	-
外ヶ浜町	簡易水道特別会計	簡易水道	法非適	36	-	44.3	-
一部事務組合下北医療センター	病院事業会計	病院事業	法適	687	1,674	6.1	14.6
北部上北広域事務組合	病院事業会計	病院事業	法適	162	444	7.0	19.7

○ 資金不足が解消された公営企業

（単位：百万円、%）

団体名	会計名	事業区分	法適用区分	資金不足額		資金不足比率	
				24年度	24年度	24年度	24年度
八戸市	自動車運送事業会計	交通事業	法適	-	205	-	17.2
板柳町	国民健康保険板柳中央病院事業会計	病院事業	法適	-	96	-	12.3

参考1

○ 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の状況

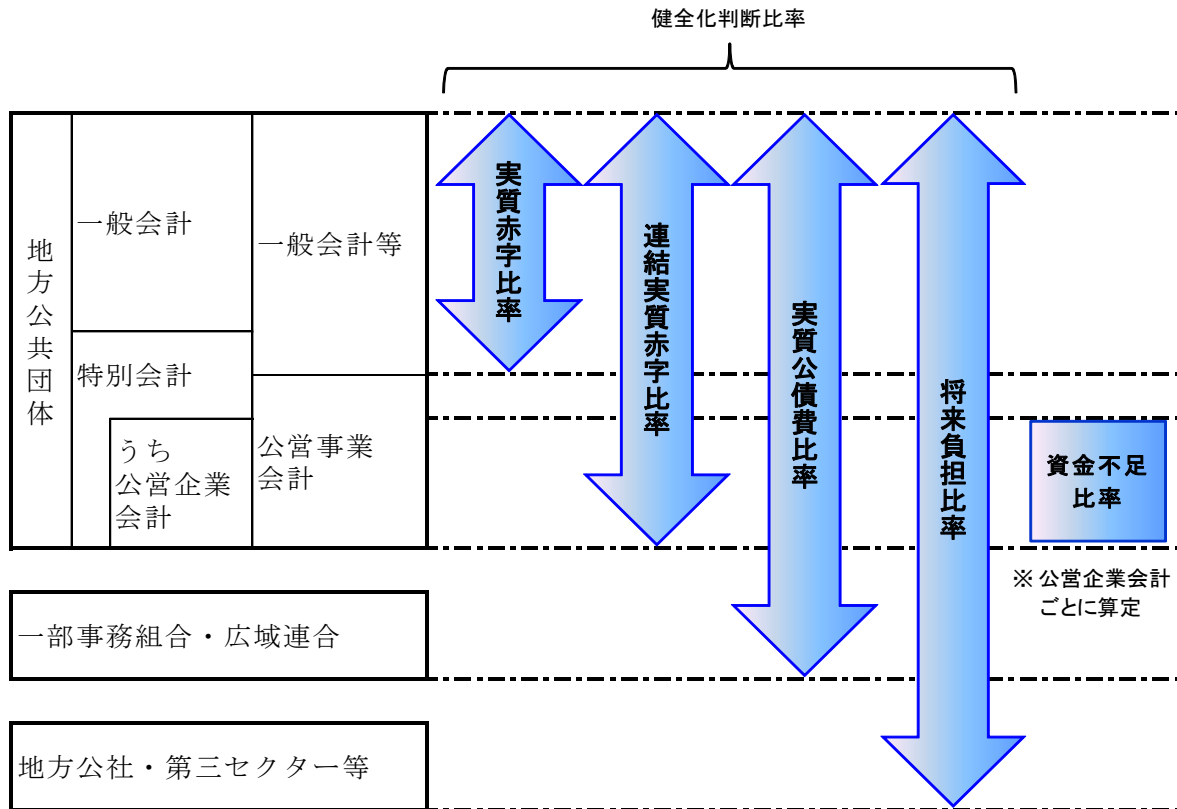
(単位:%)

団体名	実質赤字比率				連結実質赤字比率				実質公債費比率				将来負担比率			
	25年度	24年度	前年度増減	早期健全化基準	25年度	24年度	前年度増減	早期健全化基準	25年度	24年度	前年度増減	早期健全化基準	25年度	24年度	前年度増減	早期健全化基準
1 青森市	-	-	-	11.25	-	-	-	16.25	13.6	13.3	0.3	25.0	127.6	134.7	△ 7.1	350.0
2 弘前市	-	-	-	11.38	-	-	-	16.38	10.1	11.2	△ 1.1	25.0	60.3	63.4	△ 3.1	350.0
3 八戸市	-	-	-	11.25	-	-	-	16.25	14.2	15.1	△ 0.9	25.0	118.9	129.5	△ 10.6	350.0
4 黒石市	-	-	-	13.47	-	-	-	18.47	22.5	23.5	△ 1.0	25.0	178.2	184.4	△ 6.2	350.0
5 五所川原市	-	-	-	12.63	-	-	-	17.63	15.6	16.5	△ 0.9	25.0	151.9	142.8	9.1	350.0
6 十和田市	-	-	-	12.56	-	-	-	17.56	12.7	13.4	△ 0.7	25.0	60.1	83.2	△ 23.1	350.0
7 三沢市	-	-	-	13.25	-	-	-	18.25	13.6	14.3	△ 0.7	25.0	97.0	111.3	△ 14.3	350.0
8 むつ市	-	-	-	12.59	-	-	-	17.59	17.8	18.7	△ 0.9	25.0	204.3	213.6	△ 9.3	350.0
9 つがる市	-	-	-	12.87	-	-	-	17.87	14.5	15.4	△ 0.9	25.0	138.1	163.7	△ 25.6	350.0
10 平川市	-	-	-	13.14	-	-	-	18.14	14.7	13.9	0.8	25.0	-	20.2	△ 20.2	350.0
11 平内町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	11.5	12.2	△ 0.7	25.0	85.6	97.3	△ 11.7	350.0
12 今別町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	19.6	17.5	2.1	25.0	72.7	102.9	△ 30.2	350.0
13 蓬田村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	7.8	10.2	△ 2.4	25.0	-	3.1	△ 3.1	350.0
14 外ヶ浜町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	13.8	13.6	0.2	25.0	110.2	133.7	△ 23.5	350.0
15 鱒ヶ沢町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	19.7	21.3	△ 1.6	25.0	237.4	252.4	△ 15.0	350.0
16 深浦町	-	-	-	14.90	-	-	-	19.90	15.3	16.3	△ 1.0	25.0	89.5	107.7	△ 18.2	350.0
17 西目屋村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	12.6	13.9	△ 1.3	25.0	-	-	-	350.0
18 藤崎町	-	-	-	14.93	-	-	-	19.93	14.3	15.2	△ 0.9	25.0	114.5	103.8	10.7	350.0
19 大鰐町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	23.8	21.5	2.3	25.0	277.0	313.4	△ 36.4	350.0
20 田舎館村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	19.0	19.6	△ 0.6	25.0	78.5	76.4	2.1	350.0
21 板柳町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	13.1	14.1	△ 1.0	25.0	119.9	141.1	△ 21.2	350.0
22 鶴田町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	13.5	14.4	△ 0.9	25.0	166.1	177.3	△ 11.2	350.0
23 中泊町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	13.8	14.3	△ 0.5	25.0	106.7	130.8	△ 24.1	350.0
24 野辺地町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	7.7	8.5	△ 0.8	25.0	87.6	93.9	△ 6.3	350.0
25 七戸町	-	-	-	14.06	-	-	-	19.06	9.9	11.4	△ 1.5	25.0	55.1	74.0	△ 18.9	350.0
26 六戸町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	13.3	14.6	△ 1.3	25.0	21.8	48.3	△ 26.5	350.0
27 横浜町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	7.5	8.5	△ 1.0	25.0	1.0	22.2	△ 21.2	350.0
28 東北町	-	-	-	13.99	-	-	-	18.99	12.5	12.9	△ 0.4	25.0	103.8	111.5	△ 7.7	350.0
29 六ヶ所村	-	-	-	13.81	-	-	-	18.81	5.3	5.5	△ 0.2	25.0	-	-	-	350.0
30 おいらせ町	-	-	-	14.20	-	-	-	19.20	13.7	14.0	△ 0.3	25.0	59.2	75.5	△ 16.3	350.0
31 大間町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	12.3	13.1	△ 0.8	25.0	-	12.0	△ 12.0	350.0
32 東通村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	20.2	19.7	0.5	25.0	54.1	55.8	△ 1.7	350.0
33 風間浦村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	15.5	14.5	1.0	25.0	86.6	58.6	28.0	350.0
34 佐井村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	15.2	14.4	0.8	25.0	-	22.2	△ 22.2	350.0
35 三戸町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	15.3	16.8	△ 1.5	25.0	116.6	123.2	△ 6.6	350.0
36 五戸町	-	-	-	14.26	-	-	-	19.26	16.1	18.0	△ 1.9	25.0	66.3	81.3	△ 15.0	350.0
37 田子町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	11.9	12.7	△ 0.8	25.0	51.2	72.4	△ 21.2	350.0
38 南部町	-	-	-	13.86	-	-	-	18.86	13.3	14.5	△ 1.2	25.0	8.3	32.2	△ 23.9	350.0
39 階上町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	13.9	13.7	0.2	25.0	88.4	95.2	△ 6.8	350.0
40 新郷村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	11.4	14.4	△ 3.0	25.0	61.3	80.2	△ 18.9	350.0
市計	-	-	-		-	-	-		13.9	14.4	△ 0.5	25.0	112.4	121.9	△ 9.5	350.0
町村計	-	-	-		-	-	-		13.4	14.1	△ 0.7	25.0	76.3	90.4	△ 14.1	350.0
合計	-	-	-		-	-	-		13.8	14.3	△ 0.5	25.0	101.0	111.9	△ 10.9	350.0

※実質公債費比率及び将来負担比率の市計、町村計及び合計は加重平均で算出した。

参考2

○ 健全化判断比率等の対象範囲等



※ 「資金不足比率」は、市町村のみならず、一部事務組合も算定する。